

審 議 結 果

会 議 名	川口市協働推進委員会委嘱書交付式及び第1回委員会
開 催 日 時	令和2年2月5日（水） 10時00分から11時30分
開 催 場 所	川口市立かわぐち市民パートナーステーション会議室1
出 席 者	<p>邊田委員長、石阪副委員長</p> <p>大沼委員、岩城委員、添田委員、加藤委員、山田委員、石田委員</p> <p>別府委員、草柳委員、荻山委員</p> <p>臼倉市民生活部長、協働推進課 川野課長</p> <p>協働推進課 買田課長補佐、大崎主任、坂井主事</p>
議 題	<p>1 開 会</p> <p>2 委嘱書交付式</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 自己紹介</p> <p>5 正副委員長の選任（互選）について</p> <p>6 諮 問</p> <p>7 議 事</p> <p>（1）報告事項</p> <p> ア 川口市における協働の現状について</p> <p>（2）その他</p> <p>8 閉 会</p>
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0名

<p>会 議 資 料</p>	<p>会議次第</p> <p>資料No.1 川口市協働推進委員会委員名簿</p> <p>資料No.2 川口市における協働の現状について</p> <p>資料No.3 諮問書(写)「本市における協働の推進に関する施策について」</p> <p>参考資料1 通称まちはみんなでつくるもの条例</p> <p>参考資料2 川口市協働推進条例の手引き</p> <p>参考資料3 答申書(写)「本市における協働の環境づくりと啓発について」</p>
<p>審 議 経 過</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>そ の 他</p>	<p>—</p>

審 議 経 過

1 開会

2 委嘱書交付式

- ・ 奥ノ木市長より各委員に委嘱書を交付した。

3 市長あいさつ

- ・ 奥ノ木市長より挨拶を行った。

4 自己紹介

- ・ 事務局より出席委員数が委員定数の過半数に達しているため、川口市協働推進委員会規則第3条第2項の規定により本委員会が成立している旨を報告した。
- ・ 事務局より会議の傍聴希望者がいないことを報告した。
- ・ 事務局より配布資料(机上配布)について説明した。
- ・ 委員長が会議録署名人を確認した。
- ・ 各委員自己紹介
- ・ 事務局自己紹介

5 正副委員長の選任（互選）について

○事務局

川口市協働推進委員会規則第2条の規定により、正副委員長を委員の互選により選任するため、委員長、副委員長ともに1名の選出をお願いします。まず、委員長の選任について、自薦、他薦はあるか。

○委員

前任の邊田委員を委員長に推薦する。

○事務局

ただいま、邊田委員を委員長にとの声があったが、委員長に邊田委員を選任することとしてよいか。

（「異議なし」 との声あり）

○事務局

異議なしとのことなので、そのように決定する。

次に副委員長の選任について、自薦、他薦はあるか。

○委員長

石坂委員を推薦する。

○事務局

ただいま、石坂委員を副委員長にとの声があったが、副委員長に石坂委員を選任することとしてよいか。

（「異議なし」 との声あり）

○事務局

異議なしとのことなので、そのように決定する。

これ以降の議事の進行については、川口市協働推進委員会規則第3条第1項の規定により、議長として議事の進行を邊田委員長にお願いします。

○議長

規定により議長を務める。委員の慎重かつ積極的な審議とスムーズな議事進行への協力をお願いする。

6 諮問

○議長

諮問事項について事務局から説明を求める。

○事務局

本委員会は、川口市協働推進条例第12条第1項に基づき市長の諮問に応じ、審議する委員会であることから、委員会に諮問書を読み上げ、市民生活部長よりお渡しする。

「本市における協働の推進に関する施策について（諮問）」、川口市協働推進条例（平成24年条例第15号）第12条第1項の規定に基づき、下記事項について諮問します。1 諮問事項、本市における協働の推進に関する施策について。2 諮問理由、川口市協働推進条例は、川口市自治基本条例に定める自治実現のため、協働の基本理念や原則等を定めており、貴委員会において、協働を総合的に推進するため、条例の運用に関する検証及び協働の推進に関する重要事項を協議していただいております。本市の協働の推進状況については、平成29年11月24日に「本市における協働の環境づくりと啓発について」にて諮問し、川口市協働推進委員会にて審議をいただいたところ、令和元年6月28日に、「1 協働の啓発・育成、2 情報発信、3 協働の場作り、4 制度・体制、5 協働の推進にあたって」の5つの項目について、協働を推進していく上での要点をまとめた答申をいただきました。そのことを踏まえ、貴委員会においては、地域を元気にするまちづくりを考えるにあたり、前回の答申を実現する上で、前提となる「3 協働の場づくり」について、より具体的に審議していただきたいと考えております。また、その議論を進めていくにあたっては、前回の答申の「5 協働の推進にあたって」に記載のあるとおり、外国人住民が参加しやすいような視点をふまえた議論をしていただき、本市における協働の推進に関する施策の手法について、ご意見をいただきたく、諮問する。

○事務局

委員の方々には、資料の3に諮問書の写しを添付しているので確認をお願いする。

7 議 事（1）報告事項ア 川口市における協働の現状について

○議長

諮問を受けて、議事に入る。まず、川口市協働推進条例やこれまでの委員会の審議経過、本市における協働の取り組み状況について（1）報告事項ア川口市における協働の現状について事務局より説明を求める。

○事務局

まず、議事の前に本委員会の目指すところについて、ご説明する。諮問は、「本市における協働の推進に関する施策について」である。本市において、さらに協働が推進されるよう委員会で議論を重ねていただくこととなる。前回の協働推進委員会において、協働を推進するにあたり、環境づくりと啓発において、「1. 協働の啓発・育成、2. 情報発信、3. 協働の場作り、4. 制度・体制、5. 協働の推進にあたって」の5つの項目について、要点をまとめた答申をいただいた。前回の答申は参考資料の3として、資料の巻末に添付している。今回の委員会においては、前回の答申を実現するにあたり、前提となる「3. 協働の場づくり」について、より具体的に審議していただきたいと考えている。また、その議論を進めていくにあたっては、前回の答申の「5. 協働の推進にあたって」に着目し、外国人住民が参加しやすいような視点をふまえていただき、議論を深めていただきたいと考えている。今後の流れとしては、事務局より現在、本市でおこなっている場づくりに関する取り組みをご説明させていただいた後に、どのような手法で施策を展開することが、本市にとって効率的で効果的かを、ご議論いただきたい。たとえば、協働の場づくりにおいて、多世代間で参加できるボランティアプログラムとはどんなものが考えられるのか。既存の取り組みを改善することで実現可能となるのか。といった具体的な施策の考え方について、議論を深めていただければと考えている。

それでは、次第の7議事（1）報告事項 ア川口市における協働の現状について説明する。

資料の2をご覧ください。本委員会の根拠ともなっている川口市協働推進条例についてご説明する。説明は、資料の2にそって行うが、条文や条文解釈については、参考資料の1と2をご確認いただきたい。この川口市協働推進条例は、平成24年4月1日に施行された。多様な協働の担い手が知恵と力をともに出し合い、効果的に協働するための仕組みとルールを定めたものとなっている。条文の主な内容を確認すると、川口市自治基本条例において、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを自治としており、その自治を実現するために、市と市民は協働することと規定している。よって、本条例の目的は自治を実現することであり、そのために協働の理念と原則のほか、市民と行政の役割を定めている。理念は、協働に対する姿勢や考え方を規定しており、協働の担い手同士がそれぞれを尊重し、多様なつながりをもった関係性を構築し、ともに社会を支えあうこと、そして、その多様な協働の担い手がそれぞれの長所を活かしながら、人、地域、社会全体を成長させ、その成果を次世代に継承していくことであると定めている。原則は、協働の理念を達成するためにそれぞれが理解すべき、根本的なことを規定しており、協働をする際には、互いを尊重し、理解し合い、協働により行うことについては、広く市民の共感が得られるよう努めること。また、協働にあたっては、互いの情報を共有し、双方向に発信、活用するよう努めることで、協働の効果を高めることを定めている。次のページをご覧ください、その他として、市民等の役割、市の役割、協働の人づくり、協働の提案、地域における協働の仕組みづくり、協働を推進する体制の整備、などを定めている。省略するが、後ほど、条文をご確認いただきたい。次に、本条例の主な特徴である。1つめは、協働に関する条例は他市にもあるが、本市の条例は、「まちはみんなでつくるもの条例」という通称名がある。ここには、条例策定当時、策定委員会において、条例の議論が重ねられた。その当時の委員の皆様のお考えがここにこめられている。2つめであるが、他市では手続きを定めた条例もあるが、本条例は理念条例となっている。3つめは、市と市民との協働において「市民等」には「市民」、「地縁団体」、「市民団体」が含まれており、地縁団体の中には、町会や自治会のほか、マンション管理組合も協働の担い手として想定したものとなっている。また、市民団体の中には、社会貢献団

体のみならず、趣味やスポーツなどの生涯学習の分野の団体も含まれている。最後4つめであるが、協働といえば、行政と市民の協力関係を結ぶことであるが、条例の中では、市民同士が行う活動も協働の基盤とし、共助の考えが記載されている。以上が条例の説明となる。3ページをご覧ください。本委員会のいままでの審議の経過についてである。平成25年7月には「川口市における協働の総合的な推進について」が諮問され、協働の総合的な推進について議論をしていただいた。答申として、1 市民同士及び市民と市が協働することができる環境づくりを行うこと、2 協働推進条例について市民の認知を図るため、より一層の啓発を行うこと、3 協働を推進する市の体制の整備を推進すること、について答申された。この諮問には継続審議があり、かわぐち市民パートナーステーション分室、分室とは、旧並木公民館で主に盛人大学を開講している施設のことであるが、この分室について、条例上で位置づけることが審議された。次に、平成28年10月には、新たな諮問として盛人大学学旨の改正が審議された。答申として、「人、しごと、地域社会がともに輝く～盛人による社会貢献のために～」となった。設立当初の目的であった50歳以上を意味する盛人の社会貢献を明確にすることと、総合計画の将来都市像を踏まえたものとして、新たな学旨の提案があった。4ページをご覧ください。平成29年11月には、「本市における協働の環境づくりと啓発について」が諮問され、協働推進条例の制定から5年が経過し、さらなる協働の推進が必要との観点から、協働の環境づくりと啓発について、審議された。答申として、

「1 協働の啓発・育成 2 情報発信 3 協働の場づくり 4 その他制度・体制等 5 協働の推進にあたって」として、協働を推進する上で、要点を5つにまとめた答申をいただいた。この答申の写しは参考資料の3として資料に添付させていただいている。後ほどご確認いただきたい。本日、新たな諮問をさせていただき、本委員会で審議をいただいているという経緯となっている。5ページをご覧ください。協働が必要である背景や課題とその効果についてとなっている。背景と課題については、5つある。1つめは、社会環境の変化による地域課題や住民ニーズの複雑化・多様化があげられる。資料には主な社会環境の変化を記載させていただいたが、これらの変化が複雑に絡み、住民ニーズは多様化してきている。

2つめは、住民ニーズの多様化に伴った行政ニーズの多様化である。行政は安定的に公平で均一なサービスを提供するという原則がある一方で、多様なニーズに行政のみで応えるためには新たな財政措置が必要となる。多様化した住民ニーズに応じた個別的で柔軟な対応は、行政のみでは難しいため、これらのニーズを独自に、または行政等と協働して解決する公共の担い手が注目されるようになった。そこで、3つめとして公共の担い手としての市民活動団体による市民活動の活性化である。本市ではNPO法人の登録が平成30年度末で155団体あり、さまざまな活動をしている。なお、同時期の埼玉県では2,162団体となっている。(全国では、51,604団体) また、同時期のかわぐち市民パートナーステーションには、NPO法人や法人格のない任意団体も含め、296団体の登録があり、それぞれがさまざまな活動を行っている。4つめは、地域コミュニティの希薄化である。従来、町会や自治会が持っていた教育、防災、福祉などの機能が低下しており、国などでも地域コミュニティ施策を打ち出している現状がある。現に市民の方で、隣に誰が住んでいるかも分からない方も多くいる。そのような状況下において、5つめとして、協働や共助社会の大切さについて、市民の方々の理解を深めることの重要性である。例えば、介護が必要な状態になっても地域で支えあいの仕組みをつくる地域包括ケアシステムの構築や災害時の救助活動などは、まさに協働、共助社会なくして成り立たない。本市において、誰もが幸せに暮らせる地域社会を実現するためにも、協働への理解を深めていくことが重要となっていると思われる。次に、協働の効果であるが、地域や専門分野などの細かいニーズへの対応ができる、それぞれが持つ得意分野のノウハウを利用して、適切迅速に対応ができる、行政の財政基盤の安定化への寄与、市民等と行政の目的が共有され効率的で効果的なまちづくりが推進されるなどの効果が期待される。主な協働事例として4つほど挙げたが一例である。6ページをご覧ください。今までの背景・現状を踏まえ、本市における協働の関連施策について説明する。

1つめはボランティア人づくり基金である。市の積立金のほか、毎年市民からの寄付を積立で運用し、協働推進課が実施するボランティア関係事業に充てている。2つめは、青少年ボランティア育成事業である。こちらは川口市社会福祉協議会と協働して行っている事業で、

小学生から概ね25歳までの青少年を対象に、ボランティアに参加する機会や関心を高めるための事業を実施している。具体的には小学生を対象にし、手話や点字や車椅子体験などができる「こどもフリーさろん」、夏休み期間にユニセフの募金活動や盲導犬体験などができる「夏休みこどもボランティアさろん」や中学生以上で概ね25歳までの青少年を対象とし、福祉施設や市民団体の事業に参加し、ボランティア体験ができる「青少年ボランティアスクール」などの事業がある。7ページをご覧いただきたい。3つめの助成金事業である。助成金は2つあり、市民活動助成金と協働推進事業助成金である。市民活動助成金は、市民の自主的な社会貢献活動を支援するためにパートナーステーション登録団体から事業を募り、地域の課題に対し、市民活動団体が自主的に取り組む事業に対し、助成をしている。協働推進事業助成金は、行政が取り組む課題を解決するために行政と協働して事業を行う団体等に助成をしている。4つめは、ボランティア見本市とボランティア広場である。ボランティア見本市は、10月の第3日曜日を川口市民ボランティアの日と制定しており、その日に向けて、パートナーステーションに登録している団体の活性化や市民の方々の社会貢献に関する関心を高めることを目的として、各団体の事業紹介や団体間の交流を促す事業となっている。また、ボランティア広場は、年に3回ほど、市民活動に役立つ講座を開催し、情報提供と団体同士の交流を通して、市民活動の活性化を目的とした事業となっている。8ページをご覧いただきたい。5つめであるが、本市では川口市協働推進員として、市の職員が団体の活動現場を訪れて交流を図ったり、団体からの相談に乗ったりしている。主なものを掲載しているが、相談としては、人・物・金のマッチングなどが多くなっている。最後に、6つめとして盛人大学事業である。50歳以上の方を成熟した盛んなる人という意味合いで、「盛人」とし、その盛人の方々の交流と地域参加の機会を提供すること、卒業後は社会貢献活動を行い、地域で活躍していただく人材を育てることを目的に開校している。多くの卒業生が新たな団体の立ち上げや、既存の団体に参加するなど、社会貢献活動を始めている。本市の協働に関する説明は、以上である。

○委員長

報告事項であるが、ただいまの説明について質問等はあるか。

○委員

助成金事業の規模と財源を教えてください。

○事務局

助成金事業の規模は1事業あたり50万円を上限と定めており、最大三年間助成を受けることができるが、年々助成額は減少していく。1年目が50万円、2年目が40万円、3年目が30万円と推移していく。財源は先ほど説明したボランティア人づくり基金を財源としている。

○委員長

他にご意見のある方がいるか。

(「特になし」との声あり)

7 議 事 (2) その他

○委員長

その他として、何かあるか。委員の方の中から協働のご経験やご意見がある方がいれば、この場でご発言願いたい。

○委員

年間にどれくらい会議があるものか。2年間を通して、どのような成果を残す必要があるか。

○事務局

概ね1年間に2～3回会議を開催する予定である。議論の進度により、会議を開催する回数が決まる。最終的には諮問に対する答申をまとめあげることが成果となる。今までの成果としては、前回の答申を受けて、情報発信の手法を改善するために、SNSの活用を開始やホームページの改善などがある。ただし、前回の答申の中でも、協働の推進に係る施

策の手法については、抽象的な表現にとどまっていたため、より具体的な施策について議論を進めるために、今回の諮問がある。

○委員

会議の開催の情報提供は早めにしてほしい。目安の時期をいただければありがたい。

○事務局

改善していく。

○委員

協働推進員の説明があったが、これは、協働推進委員が担うという認識でよいのか。

○事務局

協働推進員は市職員が担っている。

○委員

日程とテーマがあると次回までに何を議論するのかといった準備ができるのでよい。

○事務局

次回以降、開催のお知らせの前に資料等を事前にお送りし、議論しやすいようにする。また、説明の中にあつた協働推進委員会規則に関する資料が不足していたため、追加でお渡しさせていただきたい。

○委員長

その他、何か意見のある方はいるか。

○委員

担い手の問題では、町会活動に参加する若手がいない。協働ということを考えていく上では、重要と思われる。

○委員

若手は町会が何をしているのか知らないのではないかと。利点が感じられないので加入しないのではないかと。

○委員

町会の利点としては、こどもを育てる上で、地域の見守りの目があることがあげられる。

○委員

町会に入る利点を若い世代は知らない。むしろ面倒なことと捉えているのではないか。町会に加入して、まちづくりに参加するということを自分ごととしてとらえられないのではないか。協働を推進する上でも地域のつながりの重要性を若い世代にアピールする必要がある。

○委員長

その他委員の方の中から協働のご経験やご意見がある方がいれば、この場でご発言願いたい。

(特になし)

ないようなので、これにて議長の任を降り、事務局に進行を戻す。

8 閉会 (11時30分)

○事務局

これをもって、第1回川口市協働推進委員会を終了する。

会議の内容については、以上のとおりです。

令和2年2月5日

川口市協働推進委員会委員長

(邊田委員長署名)

川口市協働推進委員会委員

(大沼委員署名)
